

「主体的な」顧客管理を促す

金融庁マネロン指針のFAQ改訂

簡素な顧客管理の対象拡大や 顧客情報更新の頻度見直しには便益も

本邦金融機関は「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」に基づく態勢整備を2024年3月末までに完了するよう求められていた。現状、多くの金融機関が基礎的な態勢整備を完了したと思われる。そうしたなか、4月に金融庁は「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改訂した。FAQの改訂は今回で3回目となる。本稿では、改訂の背景とそのポイントを解説する。

取り組みの実効性向上を 目指すFAQ改訂

4月以降、金融庁は金融機関に対して、FATF（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査を見据えて、リスクベースかつ有効性を重視した対応を求めている。第5次審査は、2028年8月にオンサイト審査を実施し、29年2月のFATF総会

で審査結果の採択を行う予定となっている。

第5次審査では、有効性評価の重要性が高まることに加えて、リスクベースアプローチが徹底され、よりリスクの高い分野に着目した検討と、結果重視の審査が行われる。そのため、わが国金融機関においては、リスクベースアプローチを高度化し、24年4月までに整備された態勢

の実効性をより一層向上させる段階に移行する必要がある。

今回の改訂は、このような状況を踏まえたものである。基礎的な態勢整備を主眼とした従来のFAQにおける形式要件を改訂し、リスク分析に基づき各金融機関が創意工夫・主体的な対応を行うことを促進する狙いがあるとみられる。

FAQは、マネロンガイドラ

インのガイダンスの位置付けであり、ガイドライン上の「対応が求められる事項」について趣旨や具体例、解釈等を示したものである。21年3月に、金融機関における実効性のある管理態勢の構築を加速する観点から策定された。リスクベースアプローチのマネロン対策の実効性を向上させるため、金融機関の主

体的な対応を促進するものとな



松岡 靖典

あずさ監査法人
金融統轄事業部 金融
アドバイザリー事業部
ディレクター

〔図表1〕

金融庁マネロンガイドラインFAQ改訂の概要

NO	項目	該当箇所	概要
1	リスク分析を踏まえた柔軟な顧客管理措置	(ii) 顧客管理 【対応が求められる事項⑨】 Q3-A、Q4-A、Q6-A	・SDD適用対象顧客とできる要件3点を明確化 ・顧客等のリスク分析を踏まえSDD適用対象顧客を選定することを要請
		(ii) 顧客管理 【対応が求められる事項⑩】 =Q10-A、Q11-A	・顧客情報更新の頻度の決定において、更新頻度の妥当性の検証と経営陣への報告を要請 ・定期的に更新頻度の妥当性に問題ないことの検証を要請
		(ii) 顧客管理 【対応が求められる事項⑩】 ホQ14-A	・取り得るあらゆる手段でも顧客が調査に応じない場合、顧客等のリスクを分析し顧客リスク評価に反映することを要請
2	制裁に係る法規制等の順守その他リスクに応じた必要な措置	(iii) 取引モニタリング・フィルタリング 【対応が求められる事項②】 ロQ3-A	・外務省告示の発出日以降、合理的な期日までに差分照合を完了することを明確化
3	国際機関PEPsに係る対応	(ii) 顧客管理 【対応が求められる事項⑥】 Q8-A	・国際機関PEPsも他の顧客と同様にリスクに応じた対応である点を明確化

〔出所〕 金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」から筆者作成（図表2も同じ）。

つている。今回の改訂の主な内容は次の3点である（図表1）。一つ目は、リスク分析を踏まえた柔軟な顧客管理措置のため、形式要件に縛られない取り組みを促すもの。具体的には、顧客管理項目における①簡素な顧客管理（SDD=Simplified Due Diligence）を適用できる対象顧客の選定、②顧客情報更新の頻度、③情報更新依頼に回答がない顧客のリスク評価に関する記載を改訂している。

二つ目は、制裁に係る法規制の順守に必要な措置のうち「遅滞なき照合」を明確化するものである。具体的には、取引モニタリング・フィルタリング項目における「国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際に遅滞なく照合する」際の対応に関する記載が見直された。従来「数時間、遅くとも24時間以内に対応する」旨の記載であったが、財務省の通達（注1）の内容と平仄をとる、「外務省告示の発出日以降、合理的な期日までに差分照合を完了する」と改訂している。

三つ目は、国際機関PEPs（重要な公的地位にある者）に関する対応の明確化だ。新たに記載された国際機関PEPsの定義を「FATF用語集」から引用し明示した上で、国内PEPsと同様に、顧客リスク評価を行いリスクに応じた顧客管理を求めることを記載している（注2）。

と、顧客情報更新の頻度が重要だと考えられる。前者について、SDDを適用できる対象顧客の条件が、なりすましや不正利用等のリスクが低いことであるとの考え方は改訂前と不変である。一方、顧客の選定に関しては、改訂前に掲げられていた六つの要件が、改訂後は三つの要件に絞られた。具体的には、法人・営業性個人、本人確認未済の顧客、捜査関係事項照会等の有無に関する事項の三つを、顧客リスク等を分析する際に考慮すべき点とした。これにより、SDD対象の見直し・拡大を、より柔軟に実態に即して選定できるように改訂されている。

ただし、金融機関の対応に当たっては留意すべき項目もある（図表2）。

まずSDD対象顧客の選定は、従来どおりの手法を踏襲することも可能である。ただし、今回の改訂内容に合わせて、SDD対象顧客を見直し・拡大する場合には、SDD対象顧客群のマネロン等リスクを分析し、SDDを適用することが妥当である

〔図表2〕

SDDの対象選定の留意点

従前(概要)		変更後(概要)	
対象先の要件	①法人、営業性個人の口座は対象外	—	①すべての顧客の顧客リスク評価を実施し低リスク先顧客の中から選定
	②すべての顧客の顧客リスク評価を実施し低リスク先顧客の中から選定		②取引モニタリングを活用して口座の動きを把握し不正取引等を検知
	③取引モニタリングを活用して口座の動きを把握し不正取引等を検知		—
	④本人確認済み		—
	⑤直近1年間に捜査機関等からの外部照会、疑わしい取引の届け出等の実績なし		③取引時確認等を実施し顧客情報の更新時に、顧客リスク評価を見直し必要な顧客管理措置を講ずる
	⑥取引時確認等を実施し顧客情報の更新時に、顧客リスク評価を見直し必要な顧客管理措置を講ずる		(注1) 法人や営業性個人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性がある
考慮点	—	(注2) 本人確認済みでない顧客は、本人確認済みでないことや取引履歴データ等も踏まえたリスクを分析する必要がある	
	—	(注3) 直近1年間に捜査機関等からの外部照会、疑わしい取引の届け出等の実績ある顧客は、犯罪に關与している等のリスクがある	
	—	—	

ことを検証する必要がある。なお、SDDの範囲を拡大する際には当然、人員やコストなど、リソースの不足といった安易な理由は認められない。次にSDD対象顧客の見直し・拡大に当たっては、データによる検証が必要となる。具体的には、SDDの範囲を拡大することが妥当であることを検証するために、疑わしい取引の届け出率や不正利用口座の発生率等のリスク指標をあらかじめ定期的にモニタリングすることが求められる。それにより、SDDの範囲の拡大によって残存リスクが拡大していないことを、事後的かつ合理的

に説明できるようにしなければならない。

顧客情報更新の頻度を独自に決定へ

顧客情報更新の頻度に関しては、改訂FAQではQ&A項目を新設した。頻度の例（高リスクⅡ1年、中リスクⅡ2年、低リスクⅢ3年）に限らず、金融機関自らが独自に頻度を決定し得ることと、その際の対応事項を記載している（従来の顧客情報更新の頻度を継続することも可能である）。具体的には、全顧客のリスク格付けを実施して

いることを前提に、次に掲げる対応により更新頻度の妥当性を検証することを求めている。まず過去の情報更新による顧客リスクスコアの上昇度合い等の分析である。顧客リスク評価を適切に保つために合理的な頻度を設定した上で、リスクが上昇するイベント発生時にそれを調査する。そして必要に応じて顧客情報の更新と顧客リスク評価の見直し（イベント・ドリブン・レビュー）を実施する。

次に取引モニタリング・フィ

ルタリングの活用である。それにより検知した顧客を調査し、必要に応じて情報更新と顧客リスク評価の見直しを実施する。さらに定期的に有効性を検証するとともに、結果を踏まえて適宜、対応の見直しを行うことが求められる。

こうした更新頻度の妥当性の検証は、データに基づいて実施する必要がある。疑わしい取引の届け出率や不正利用口座の発生率等のリスク指標をあらかじめ定め、顧客リスク格付けごとに定期的にモニタリングする。すなわち、延長後の更新頻度であっても延長前の更新頻度と比較して、全体として残存リスクが増加していないことを事後的に検証する枠組みを構築することとなる。

以上のような検証の結果を踏まえて、経営陣も関与した上で更新頻度を決定することとなる。加えて、顧客や取引のリスクが上昇するような事象を適時適切に検知するためのイベント・ドリブン・レビューを実行する必要がある。具体的には、ネガティブニュースの発生や顧客

属性・取引状況の重要な変化など、顧客や取引リスクが上昇する可能性のあるイベントを予測することとなる。

そのためにはデータ検索のテクノロジーを活用し、迅速かつ適切に把握できる仕組みづくりが求められる。例えば、リスクに影響を与える事象が発生しているにもかかわらず、見逃すことがないようなモニタリングの仕組みの構築は不可欠である。検知した事象がリスク評価に適切に反映できるような判断プロセスが、その前提条件になる。

データを整備し 検証体制を構築せよ

SD D対象顧客の選定および顧客情報更新の頻度の独自の決定は、継続的顧客管理において金融機関が抱える課題の解決策の一つになり得ると考えられる。

金融機関では、顧客からの回答が十分に得られない上に、アンケートの発送・回収コストがかかるといった課題に直面している。本邦において顧客情報更新を行う取り組みは、緒に就いたばかりである。そうした取り

組みは顧客・社会全般に十分には浸透しておらず、回答率が低く顧客から苦情も多く発生している様子である。

他方、現実として各金融機関は、管理が不十分であった膨大なリテール顧客を対象に顧客情報更新・最新化を行う必要がある。これまで顧客情報の更新のアプローチや頻度等は定形的にならざるを得なかった。そのため、顧客属性や取引状況に重要な変化が発生した場合、その変化を捕捉しリスクを把握し、リスクに応じた低減措置を実施するという本来のリスクベースでの対応は十分な状況ではない。

海外では、いわゆるPerpetual KYCに取り組んでいる金融機関もある。これは一般的には、顧客管理においてイベント・ドリブンのアプローチの考え方を軸とし、手作業ではなくシステム・ITによる自動化した取り組みと解されている。具体的には、顧客の行動特性や環境の変化をリアルタイムに把握し、金融機関の内外のさまざまな情報を収集・集約する。その上で、ITを活用してイベントを検知

し、それに基づく対応を促す取り組みである。

今回のFAQ改訂により、わが国の金融機関においても、主体的にリアルタイムでリスクに応じた個々の事象を検知し確認を行うことへの門戸が開かれた。データの整備と検証体制を構築することにより便益を得ることが期待される。例えば、①タイムリーな情報更新による適切な対応、②イベントの内容に合わせたリスク低減措置等の実行、③イベント検知がなければ不要な情報更新の手間削減、④テクノロジーの活用によるオペレーション効率の向上、⑤顧客に対する理解の深耕によるビジネス機会の拡大、⑥顧客への過剰な通知の削減によるカスタマーエクスペリエンス向上——といったものである。

FAQ改訂を踏まえ、本邦の金融機関においては、SD D対象顧客の選定および顧客情報更新の頻度の独自の決定が可能となる。これにより、持続可能な継続的顧客管理の態勢を構築することが期待されている。

そのような顧客管理・顧客調

査の態勢を高度化していく上では、業界団体や連携する金融機関グループ、中央機関等の役割も重要である。例えば、態勢構築に関する支援やシステムの共同運用の促進、その際の個人情報共有の在り方、利用者の幅広い理解の促進などは、連携が重要な分野になる。こうした分野については、各金融機関が「点」で対応するのではなく、「面」での取り組みを進めていくことが欠かせない。

(注) 1 2021年6月29日「外為法に基づく資産凍結等の措置の実施に係る留意点について」(財務省外国為替室・為替実査室)における金融機関向け通達
2 犯罪収益移転防止法4条2項に定めた外国PEPsのように、法令要件として自動的に高リスクとするものではないことに留意が必要である。

まっおか やすのり

本邦メガバンクにて長年にわたるAML等の金融犯罪対策を中心としてコンプライアンス業務に従事。外資系コンサルティングファームを経て、22年8月から現職。